

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【国際公開番号】WO2023/074764

【出願番号】特願2023-556611(P2023-556611)

【国際特許分類】

C 0 8 J 9 / 3 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

C 0 8 J 9 / 3 0 C E Y

10

C 0 8 J 9 / 3 0 C F F

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月15日(2024.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

20

【請求項1】

樹脂成分として、ウレタン樹脂、および/または、アクリル樹脂を含む発泡シートであって、

前記発泡シートの厚さは、0.06～1.0mmであり、

前記発泡シートの密度は、0.05～1.00g/cm³であり、

ウレタン樹脂を含む場合、前記発泡シートのゲル分率は60質量%以上であり、アクリル樹脂を含む場合、前記発泡シートのゲル分率は80質量%超であって、

下記(1)～(3)のいずれか1つを少なくとも満たす発泡シート。

(1)前記発泡シートの密度が、0.05～0.15g/cm³

(2)前記樹脂成分がウレタン樹脂を含み、かつ前記発泡シートのゲル分率が85質量%以上

(3)前記発泡シートが架橋剤を含み、前記発泡シートの全質量を100質量%とした場合に、前記架橋剤の構成成分の質量が13.3～25.8質量%

30

【請求項2】

前記発泡シートの全質量を100質量%とした場合に、前記樹脂成分の含有量が60質量%以上である、請求項1に記載の発泡シート。

【請求項3】

ウレタン樹脂を含む場合、前記発泡シートの密度は、0.10～0.55g/cm³であり、アクリル樹脂を含む場合、前記発泡シートの密度は、0.10～0.80g/cm³である、請求項1に記載の発泡シート。

40

【請求項4】

ウレタン樹脂を含む場合、前記発泡シートのゲル分率は、60～90質量%であり、アクリル樹脂を含む場合、前記発泡シートのゲル分率は、80質量%超95質量%以下である、請求項1に記載の発泡シート。

【請求項5】

前記発泡シートは、ウレタン系エマルジョンを含むウレタン樹脂組成物、および/または、アクリル系エマルジョンを含むアクリル樹脂組成物を発泡・硬化させて形成されたものである、請求項1に記載の発泡シート。

【請求項6】

前記ウレタン樹脂組成物および/または前記アクリル樹脂組成物は、水分散型イソシア

50

ネットをさらに含む、請求項 5 に記載の発泡シート。

【請求項 7】

前記発泡シートは、発泡シート形成後、70 以上の環境下で、20 時間以上加熱されたものである、請求項 1 に記載の発泡シート。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の発泡シートを含む、電子・電気機器。

10

20

30

40

50